

新町建設計画策定方針

1．計画の名称 町新町まちづくりプラン（新町建設計画）

2．策定機関 檜山北部3町合併協議会

3．将来構想策定までの経緯

本年度、檜山北部3町合併問題協議会において、新町建設計画の基礎となる『檜山北部3町新町まちづくりプラン』（将来構想）を策定しています。

『新町まちづくりプラン』は3町の現状と課題等を明らかにし、合併した場合の新しい町の将来像を描いたものです。既にまちづくりに関するアンケート調査も終了しておりますので、アンケート調査における住民意見や住民が望むまちづくりに関する事項を新町まちづくりプラン（新町建設計画）の参考資料として活用します。

4．計画の趣旨

この計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づき策定するものです。

大成町、瀬棚町、北檜山町の合併後に、新町のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併後の新町のソフト、ハード両面を含めたまちづくりのマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることにより3町の速やかな一体化を促進して、地域の特色ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

なお、新町で行うまちづくりの詳細かつ具体的な内容については、新町において策定する総合計画（基本構想・基本計画等）に委ねられます。

5．計画の構成

この計画は、新町のまちづくりを進めるための基本方針、その基本方針を実現するための主要施策、公共施設の整備統合及び財政計画で構成します。

6．計画の期間

この計画の策定における主要施策、公共施設の整備統合及び財政計画は、任意協議会において策定した『新町まちづくりプラン』との連携から合併後おおむね10年間を計画期間とします。

なお、10年間という期間設定の理由として、下記の3点が挙げられます。

合併算定替（合併前の町村が存在するものとみなして、普通交付税の額を計算すること）の期間が10年間であること。

合併町村が新町建設計画に基づいて行う経費については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、交付税充当率の高い合併特例債を活用できること。

新町が一体となるまでに要する期間、そのために行う事業・施策の実施期間として10年は必要であること。

このように、合併後10年間は国から手厚い財政措置がなされます。こうした点から新町建設計画の期間をおおむね10年としました。

7. 策定基本方針

この計画作成にあたっては、大成町、瀬棚町、北檜山町を一体的な町と捉え、現状と課題を踏まえた上で、合併の効果と産業の振興を最大限に生かせる計画とするものとする。

これまで、各町が行っている事業等については、原則として統合・再編整備する方向で調整するものとし、新規事業については、各町の総合計画又は、町民等から要望される事業の双方から、真に新町の発展に貢献できる事業を検討し着実な計画とするものとする。

8. 公共施設の統合整備と適正配置

公共施設の統合整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらには財政事情を考慮するものとする。

9. 財政計画

財政計画においては、基礎となる将来人口及び地方交付税、国や北海道の補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、将来の事業計画などを考慮しながら、新町において健全かつ計画的な財政運営が行われるよう留意して作成するものとする。

10. 計画作成に関する機関の設置及び関係機関との連携

この計画の作成に関する事項については、必要に応じて協議会から小委員会への付託案件とし、小委員会において新町まちづくりプラン(新町建設計画)への意見・提言を行うとともに、素案の集中的な審議等を行うものとする。さらには、北海道(合併支援本部)との連携・調整を図りながら進めるものとする。

11. 計画作成における留意点

この計画は単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とする。

計画の内容が実現困難なものであったり、単に3町の総合計画をつなぎ合わせただけのものとならないよう、真に新町の建設に資する事業を選び、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた着実な計画とする。

計画がその実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高めるべきものであること、それに加え、新町の建設を効果的に進めていく前提として、事務事業の見直し等による組織及び運営の合理化を図る必要がある旨も含める。

新町の整備にあたっては、特定地域に片寄ることなく、全体バランスに配慮したものとする。

新町建設計画について（概要）

1. 新町建設計画とは

- (1) 大成町・瀬棚町・北檜山町の住民に対して新町の将来に関するビジョンを示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、新町のマスタープランとしての役割を果たすものであり、新町の将来進むべき方向を示すものであります。
- (2) 市町村の合併の特例に関する法律（以下、「合併特例法」という。）に基づくさまざまな財政支援を合併市町村が受けるためには、この計画が前提となります。

2. 新町建設計画の内容

- (1) 合併特例法により、合併しようとする市町村は、合併協議会において市町村建設計画（以下、「新町建設計画」という。）を作成することとされています。
- (2) 新町建設計画の具体的な内容は、あくまで合併協議会において自主的な判断により決定されるものでありますが、合併特例法では、新町建設計画に盛り込むべき事項として、4つの事項が例示されています。

合併特例法第5条第1項に関する事項

新町の建設計画の基本方針

合併の形態に応じて、次のようなことを定めることが適当です。

新設合併 新たな町が将来どのような方向に進むべきかという行財政運営の基本的事項

編入合併 少なくとも編入される区域について、その区域が合併後に果たす役割、合併市町村における位置付けなど

新町の建設の根幹となるべき事業に関する事項

合併市町村の建設の方針を実現するための事業についての大綱を定めるものです。

法律上は、「根幹となるべき事業」についてのみ明示がされていますが、市町村又は都道府県の判断により、必要な事業を位置付けることができることとされています。

公共的施設の統合整備に関する事項

支所や出張所の統廃合、小中学校の統廃合など合併後の公共的施設の統廃合整備について定めるものです。

これらの施設は特に住民生活との関わりが深いものですから、統合整備による住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域バランス、あるいは合併後の財政事情も考慮のうえ検討することが求められます。

新町の財政計画

合併市町村の財政計画については、合併後おおむね5～10年程度の期間について定めることが適当とされています。

計画の作成の手順

計画策定のフローは下図のとおりです。

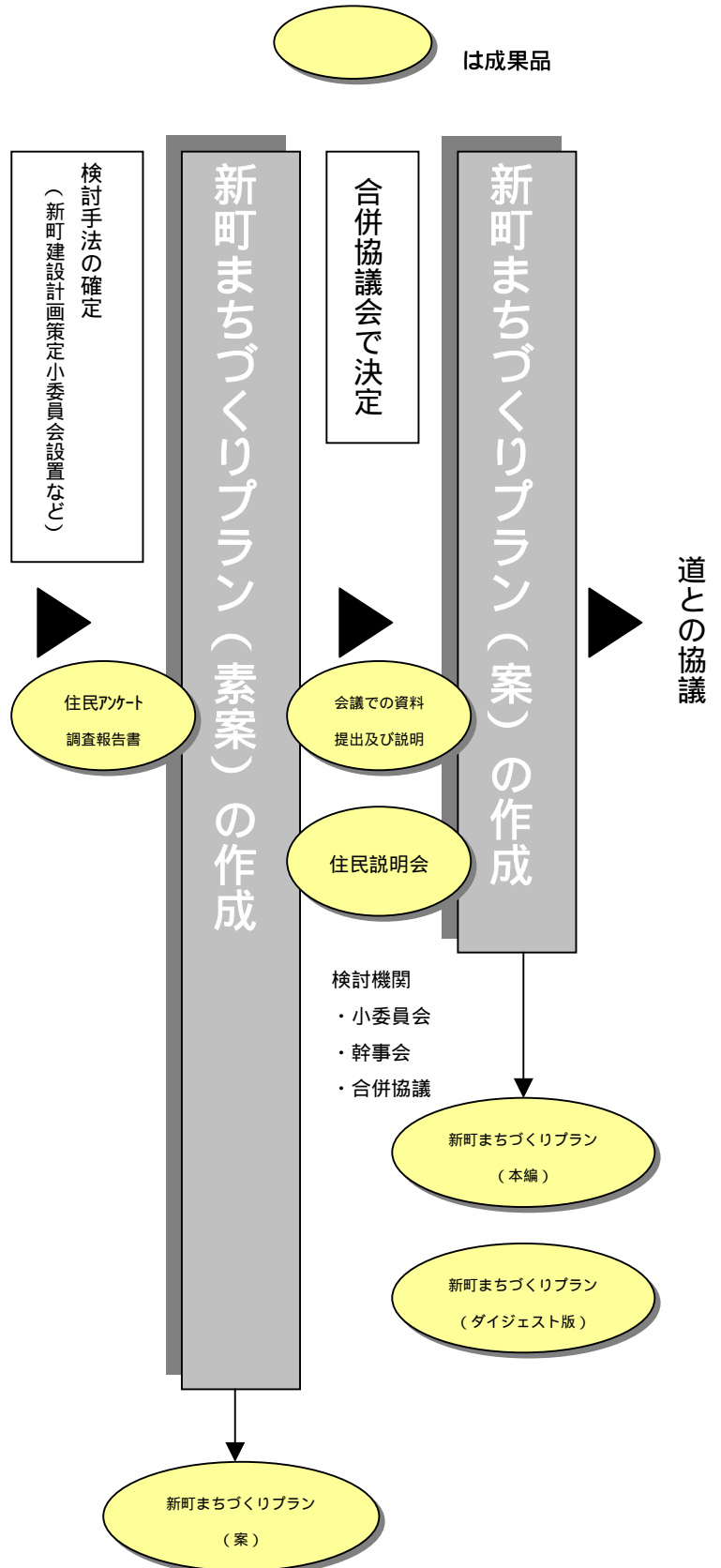
計画（案）策定のフロー図

1. 事業量調査の実施

- (1) 各町事業基礎調査の実施
- (2) 各町の政策課題及び総合計画に基づく主要事業の優先順位付け
- (3) 合併により新たに生ずる主要課題への対応施策の検討
- (4) 合併により新たに可能となる事業等の検討
- (5) 合併によるプロジェクト事業の検討・提案

2. 建設計画を構成する諸計画の作成

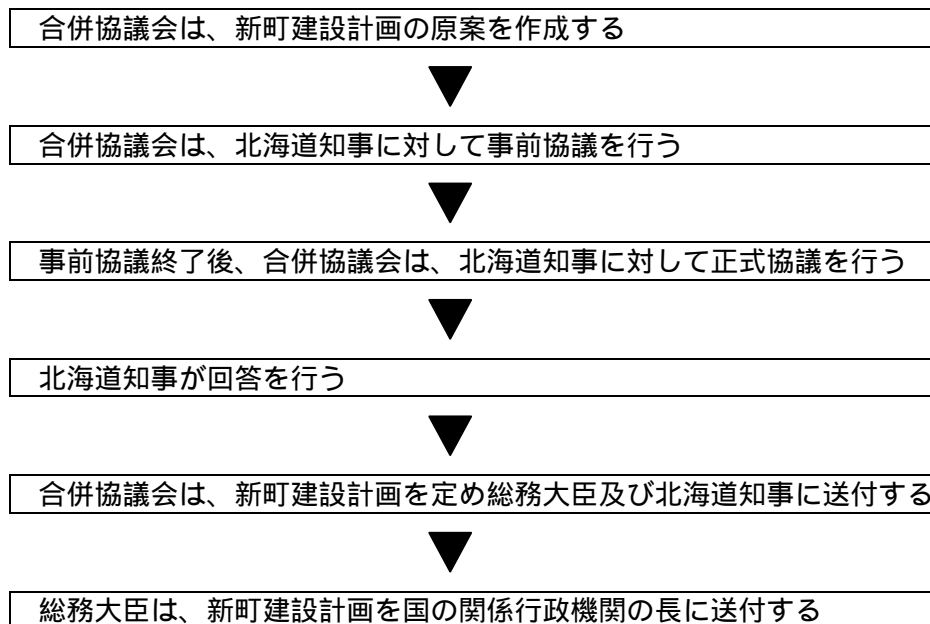
- (1) 財政計画
 - ・事業量調査をもとに歳出積み上げ
 - ・財政シミュレーション結果を用いた歳入の確保
- (2) 公共施設の適正配置・整備に関する事項
 - ・庁舎・支所配置による財政効果の把握
 - ・その他、格差の著しい公共サービスの適正配置に関する検討
- (3) 各分野の主要施策等
 - ・実施事業年度に関する検討
 - ・基本方針・施策の実施方針の検討
- (4) アンケート調査
 - ・合併した場合の優先分野の検討
 - ・各分野における主要施策等の検討



このような手順で計画（素案）を協議会で策定した後の手続きとしては、合併協議会が北海道知事に協議を行い、所要の調整を経て、知事が異議ない旨の回答を行い、その後、合併協議会は作成した新町建設計画を総務大臣及び知事に送付するものとされております。

作成に係る概要を図示すると次のとおりとなります。

計画案から計画（確定）までの手続きの流れ



合併特例法において、建設計画を作成する場合に、都道府県知事との事前協議を義務付けている主な趣旨

- ・市町村建設計画に都道府県事業を位置付けることができるとされているため、計画作成にあたって知事と事前に調整を図る必要があるため。
- ・市町村建設計画は、住民や議会に対し、合併に関する判断材料を供するという性格をもつことから、その内容をより適切かつ実効性のあるものとするためには、第三者的な立場にある都道府県知事は、計画作成にあたって必要な相談等に応じるなどの措置を講じることが適当であるため。